

○天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付要綱

平成31年1月1日要綱第28号

改正

令和3年1月18日要綱第1号

令和4年4月19日要綱第8号

令和5年4月12日要綱第21号

令和8年7月1日要綱第24号

天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天城町平土野地域活性化基金条例（平成8年条例第1号）に基づき、新たなチャレンジへの支援など事業者のやる気を育てる「やる気づくり」や、様々な人・団体などがつながりをもつ「つながりづくり」、地域資源の活用・発掘・創造を図っていく「にぎわいづくり」を促進することを目的として、平土野地域飲食店（飲食店の内容は別表1に定めるところによる。）限定の店舗開店準備資金に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、天城町補助金等交付規則（平成27年5月13日規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、(1)の要件を満たし、(2)、(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 天城町平土野地域活性化基金活用事業計画書（様式第2号）に基づき、引き続き3年以上安定経営を計れる者で、町税等を完納しているものとする。
- (2) 住民基本台帳に登録し、本町に生活基盤を有する者又は有しようとする者で、永住を前提に引き続き5年以上居住する見込みのある者
- (3) 本町に事務所を有する事業所又は有しようとする事業所

(補助対象区域及び補助金の額等)

第3条 補助対象区域は平土野地域限定とし、別添地図に定めるところによる。

- 2 補助対象経費は、飲食店開店の際に必要な経費で、別表2に定めるところによる。
- 3 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、100万円を限度とする。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 町税等完納証明書
- (5) 創業に係る見積書等
- (6) 住民票の写し（本籍、筆頭者は省略）
- (7) 創業にあたり必要となる許認可等に関する書類（必要な場合のみ）ただし、交付申請時に当該許認可等を取得していない場合は、実績報告時まで提出するものとする。
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、当該申請にかかる書類を天城町平土

野地域活性化推進審議会（以下「審議会」という。）へ諮問し、審議会からの答申に基づき
実地調査等を行い、適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は補助金の交付の決定をしたときは、天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知する。補助金を交付しないものと決定したときは、当該申請をした者に対し、その旨通知するものとする。

3 町長は第1項の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を附することができる。

（事業実施状況の報告等）

第6条 補助事業者は、事業実施の状況について町長が報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が期間内に完了しない見込みとなったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

3 町長は、第2項の報告を受けたときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて実地調査をおこなうものとする。

（実績報告書等の提出）

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、1月以内に天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付実績報告書（様式第6号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）収支精算書（様式第7号）

（2）創業経費の領収書（工事、購入備品などの領収書）

（3）賃貸借契約書の写し（必要な場合のみ）

（4）不動産売買契約書（必要な場合のみ）

（5）創業に係る完成写真（工事前後の写真、備品購入写真など）

（6）開業にあたり法令上必要な許認可等を取得したことを証する書類の写し ただし、当該書類を交付申請時に提出している場合は、この限りでない。

（7）事業開始日を確認できる書類（営業許可証、開業届、開業告知チラシ、SNS、ホームページその他営業開始の事実が確認できる書類をいう。）ただし、これらの書類の提出が困難である場合は、事業開始日申立書（様式第8号）を提出しなければならない。

（8）その他町長が必要と認める書類

（補助金の確定等）

第8条 町長は前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び実地検査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは補助金の額を確定し、天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、天城町平土野地域活性化基金活用事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

（決定の取消及び返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金

があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があったと認められるとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他町長が不適當と認めたとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

3 町長は、補助金の返還を命ずるときは、補助金返還命令書（様式第12号）により通知するものとする。

4 前項の規定により返還を命ずる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請その他不正行為があった場合交付した補助金の全額

(2) 補助対象経費の一部が要件に適合しないと認められる場合、当該不適合部分に係る補助金相当額

(3) 事業開始後3年未満で事業を廃止した場合、経過期間に応じて算定した額

5 前項第3号の規定による返還額は、次の算式により算出するものとする。返還額＝交付済補助金額×(36月－事業継続月数)÷36月

(1) 事業継続月数は、事業開始日の属する月から事業廃止日の属する月までを1月単位で算定するものとする。

(2) 返還額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

第11条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和3年1月18日要綱第1号）

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則（令和4年4月19日要綱第8号）

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則（令和5年4月12日要綱第21号）

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

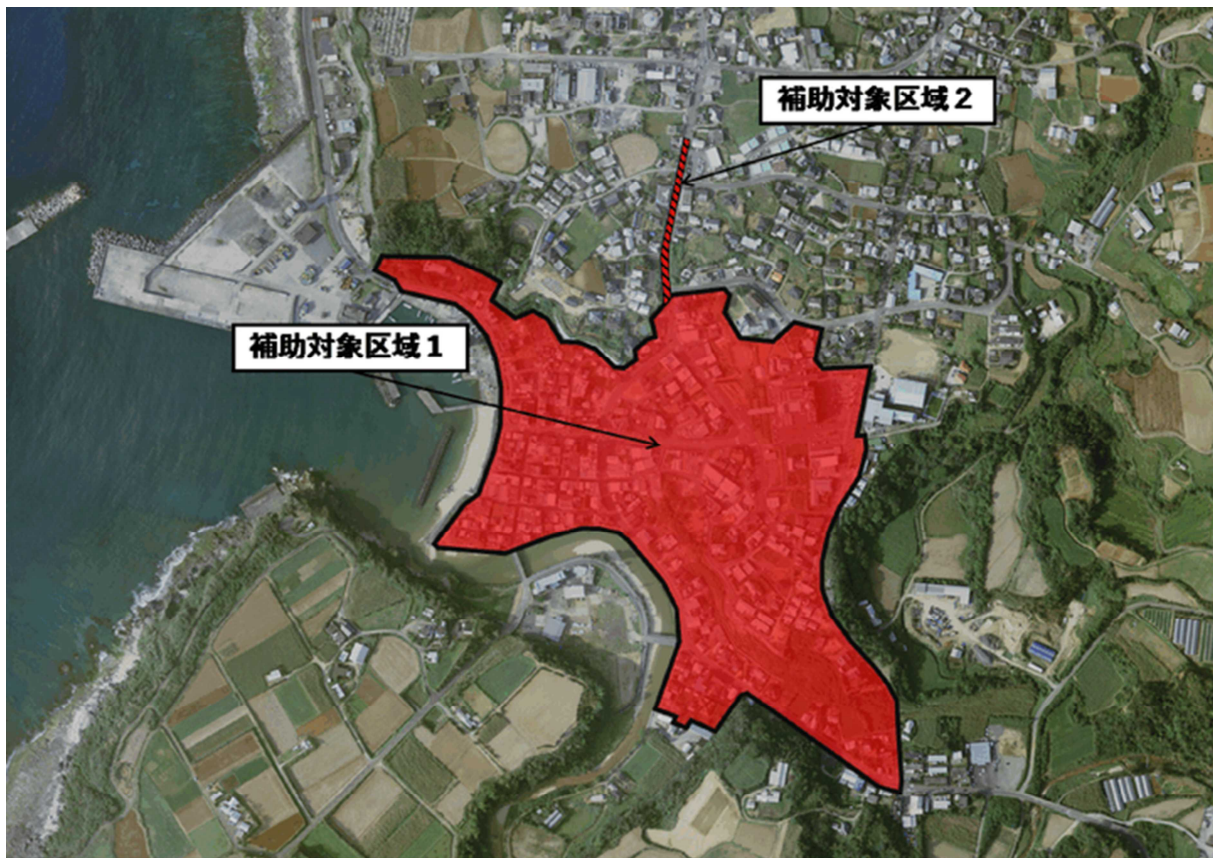
別表１（第１条関係）

飲食店の内容
・ 食堂、レストラン ・ 専門料理店（郷土料理、中華料理店、カレー料理店など） ・ そば・うどん店 ・ すし店 ・ 喫茶店 ・ その他一般飲食店 ・ その他町長が認める飲食店 ※（注意）ただし、以下については対象外とする。 ・ 昼間営業を行わない飲食店 ・ 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある飲食店 ・ その他町長が不適当と認めた飲食店

別表２（第３条関係）

補助対象経費
飲食店開店に伴う下記の経費 ・ 店舗等の建築に係る経費 ・ 店舗等の改築又は改修に係る工事費 ・ 設備費 ・ 空き店舗、駐車場等の賃借料（最大３ヶ月分） ・ 土地・建物購入費 ・ 開業に伴う広告宣伝費 ・ 備品購入費 ※申請者と生計を一にする親族又は同一法人との取引は対象外とする。 ・ 開業に必要な資格取得に係る経費（法令上営業に必要な資格であり、短期間の講習等により取得できるものに限る。食品衛生責任者講習費等） ※大学、専門学校その他教育機関の学費、授業料等は対象外とする。 ・ その他町長が必要と認める経費

別添地図（第3条関係）



※補助対象区域は、原則として下記に定める区域とする。

- ・補助対象区域1については、塗りつぶされた区域内とする。
- ・補助対象区域2については、斜線道路周辺とする。